

（四）あらゆる機会を利用して法の不備を指導し意見を喚起すること。
（五）其他の方法は執行本委員一任。

決議文

日本労働總同盟 関東労働同盟會 昭和二年度大會は、健康保険法が
あらゆる意味に於て、其当初の目的に反し、労働階級の利益を害する
ことは、つとに衆知のことである。故に本大會は同法が当初の目的
添ふべく改正すべきである。
右決議す。

日本労働總同盟

関東労働同盟會 昭和二年度大會

（五）締付工場生産品使用特許に關する大要

製衣網労働組合提出

説明者

理由

労働組合の実勢力は順次に資本家をして組合を公認せしめ
謂所締付工場、或は之に類似の工場を各所に、見るの状
態になつて来て居ります。併が尙未だ頑迷固牢
な資本家が数多く組合に対し、圧迫破壊を策しつ
てあります。我々は斯様な資本家に抗争すべく、其
の制衣品に対し、ボイコットをなすの意味を以て、締付工
場の制衣産品を各所屈組合負拵つて之を使用する
事を奨励せんとする次第であります。
締付工場は、非締付工場に比して、其の労働条件の優